

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十九条第一項の規定による手当の額の改定）</p> <p>第十七条 平成三十年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、法第二十四条第三項中「十三万五千四百円」とあるのは「十四万円」と、法第二十五条第三項中「五万円」とあるのは「五万七千七百円」と、法第二十六条第三項中「四万六千六百円」とあるのは「四万八千八百八十円」と、法第二十七条第四項中「三万三千三百円」とあるのは「三万四千四百三十円」と、法第二十八条第三項中「一万六千七百円」とあるのは「一万七千二百七十円」と、「三万三千三百円」とあるのは「三万四千四百三十円」とそれぞれ読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（介護手当の支給）</p> <p>第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が七万百九十円を超えるときは、七万百九十円）とする。</p>	<p>（法第二十九条第一項の規定による手当の額の改定）</p> <p>第十七条 平成二十九年四月以降の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当については、法第二十四条第三項中「十三万五千四百円」とあるのは「十三万九千三百三十円」と、法第二十五条第三項中「五万円」とあるのは「五万四千五百五十円」と、法第二十六条第三項中「四万六千六百円」とあるのは「四万七千九百五十円」と、法第二十七条第四項中「三万三千三百円」とあるのは「三万四千二百七十円」と、法第二十八条第三項中「一万六千七百円」とあるのは「一万七千八百八十円」と、「三万三千三百円」とあるのは「三万四千二百七十円」とそれぞれ読み替えて、法の規定を適用する。</p> <p>（介護手当の支給）</p> <p>第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が七万八十円を超えるときは、七万八十円）とする。</p>

<p>2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、<u>十万五千二百九十円</u>を超えるときは<u>十万五千二百九十円</u>とし、<u>二万千九百八十円</u>に満たないときは<u>二万千九百八十円</u>とする。）</p> <p>二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 <u>二万千九百八十円</u></p>	<p>2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、<u>十万五千三百三十円</u>を超えるときは<u>十万五千三百三十円</u>とし、<u>二万千八百七十円</u>に満たないときは<u>二万千八百七十円</u>とする。）</p> <p>二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 <u>二万千八百七十円</u></p>
--	--